

平成25年11月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録
平成25年12月4日～5日

場 所 第3委員会室

平成25年12月4日(水曜日)

・主な事業の取組状況について

午前9時56分開会

会議に付託された議案等

○議案

- ・議案第11号 宮崎県工業用水道条例の一部を改正する条例
- ・議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)

○請願第26号 小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願

○請願第27号 学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、学校の耐震化、安全・安心の給食を求める請願

○請願第42号 全国一斉学力調査の廃止について、国に意見書の提出を求める請願

○請願第43号 教員免許更新制度の廃止について、国に意見書の提出を求める請願

○請願第44号 公立高等学校授業料不徴収制度の延長を求める請願

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

- ・暴力団の情勢と対策について
- ・県立高校生の就職内定状況について
- ・宮崎県いじめ防止基本方針(素案)について
- ・平成25年度各事業の上半期の状況について

出席委員(7人)

委員	長	田口雄二
副委員	長	二見康之
委員		福田作弥
委員		中村幸一
委員		松村悟郎
委員		重松幸次郎
委員		徳重忠夫

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	白川靖浩
警務部長	水野良彦
警務部参事官兼 首席監察官	黒木典明
生活安全部長	深田周作
刑事部長	横山登
交通部長	武田久雄
警備部長	山内敏
警務部参事官兼 警務課長	柳田勇
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	内山義和
生活安全部参事官兼 地域課長	松山邦廣
総務課長	片岡秀司
会計課長	草留勉
少年課長	河野俊一
交通規制課長	永友逸郎
運転免許課長	長友信明

教育委員会

教 育 長	飛 田 洋
教 育 次 長 (総 括)	高 原 みゆき
教 育 次 長 (教育政策担当)	西立野 康 弘
教 育 次 長 (教育振興担当)	中 野 通 彦
総 務 課 長	梅 原 裕 二
財 務 福 利 課 長	入 倉 俊 一
学 校 政 策 課 長	谷 口 英 彦
学 校 支 援 監	今 村 卓 也
特 別 支 援 教 育 室 長	坂 元 巖
教 職 員 課 長	早 日 渡 志 郎
生 涯 学 習 課 長	村 上 昭 夫
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	日 高 和 典
文 化 財 課 長	田 方 浩 二
人 権 同 和 教 育 室 長	花 岡 道 義

企業局

企 業 局 長	濱 砂 公 一
副 局 長	城 野 豊 隆
技 監 (土 木 担 当)	井 上 康 志
技 監 (電気・機械担当)	相 葉 利 晴
総 務 課 長	緒 方 俊
経 営 企 画 監	新 穂 伸 一
工 務 課 長	本 田 博
開 発 企 画 監	喜 田 勝 彦
電 気 課 長	白 ヶ 澤 宗 一
施 設 管 理 課 長	山 下 雄 一
総 合 制 御 課 長	田 村 秀 秋

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	鬼 川 真 治
政 策 調 査 課 主 幹	牧 浩 一

○田口委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時56分休憩

午前9時58分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

報告事項等について、本部長の説明を求めます。

○白川警察本部長 おはようございます。警察本部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、委員会の冒頭でございますが、私のほうから、一言おわびを申し上げたいと存じます。

既に報道されておるところでございますが、本年11月1日、公金をめぐる業務上横領、それから窃盗等の事件で、本県警察職員に対しまして懲戒免職処分を行うとともに、同事実で検察庁に書類送致をしたところでございます。

委員の皆様を初め県民の皆様の警察に対する期待と信頼を損ないましたことに対しまして、深くおわびを申し上げます。

今後は、再発防止に努め、職員一丸となって職務に精励し、県民の皆様の信頼回復に努めてまいり所存であります。田口委員長を初め委員の皆様には、引き続き、御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、師走を迎えまして、金融機関等を対象とした強盗事件や年始の初詣で等における雑踏事故を初め、各種事件事故の発生が懸念されるところでございます。

警察といたしましては、年末特別警戒や「初日の出暴走」等の取り締まり等を通じまして、県民の皆様が安心して新年を迎えられますよう努力いたす所存でございます。

本日は、報告として、「損害賠償額を定めたことについて」、また、その他の報告といたしまして「暴力団の情勢と対策について」につきまして、それぞれ関係部長から説明あるいは報告させますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○水野警務部長 おはようございます。それでは、「平成25年11月定例県議会提出報告書」の損害賠償額を定めたことについて御説明いたします。

長くなりますので、座って御説明させていただきます。よろしく願いします。

お手元でございます「11月定例県議会提出報告書」がございます。こちらの冊子でございますが、お手元でございますでしょうか。そちらの3ページをごらんいただければと思います。よろしゅうございますか。3ページの横で行が区切ってございますけども、下から3つ目でございます。これ以降の以下4件、今回御報告する事案でございます。それでは、順を追って御説明を申し上げます。

まず、3ページ、上から申し上げますと5番目、下から3番目の事案でございます。これは延岡警察署の警察官が、警ら用無線自動車に相勤者を同乗させ警ら中、前方の交差点の信号が青色表示であることを確認した上で交差点内に進入した直後、進行方向右側から赤色信号を無

視して交差点内に進入してきた自転車を発見したことから、急ブレーキを踏みながら衝突を回避しようとしたものの回避ができなかったと、接触いたしまして、相手方が転倒した事故でございます。

この事故により、相手方運転者に左肩関節脱臼などの傷害が発生したため、相手方に対しまして、治療費などとして58万6,140円、この3ページの右から2番目の欄でございますけども、この金員を自賠責保険及び県警が加入する任意保険で損害賠償したものでございます。

続きまして、その下の行でございます。6番目の事案ですが、都城警察署の警察官が、小型警ら用無線自動車に単独で乗車して事件関係手配車両を検索中、進路前方が一時停止標識のある交差点であったことから、停止線で一旦停止したわけでございますが、左方の安全確認が不十分なまま右折発進をいたしました。そのため、左方から進行してきた相手方車両に接触したという事故であります。

この事故によりまして、相手方車両に損害が発生しましたため、修理費用として9万円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

続きまして、一番下の事案でございます。7番目の事案ですが、えびの警察署の警察官が、小型警ら用無線自動車に単独で乗車して優先道路上を警ら中、前方の左方の見通しの悪い交差点に進入した際、左方から一時停止を怠り交差点内に進入してきた相手方車両と出会い頭に衝突した事故でございます。

この事故によりまして、相手方運転者に胸骨骨折の傷害及び車両の損害が発生したため、相手方に対しまして、治療費及び修理費用として23万8,950円を自賠責保険及び県警が加入する任意

保険で損害賠償したものであります。

それから、次のページになります。4ページ、これは1つだけ事案が書いてございますが、この事案につきましては、今御紹介申し上げました、えびの署の件でございます。この御報告したえびの署の警察官の事故に付随する損害賠償でございます。先ほど、交差点内で出会い頭で衝突したというふうに申し上げましたが、衝突した際に、その小型警ら用無線自動車が交差点の外に押し出される格好になりました。その際に、えびの市が道路の縁石の上に反射板のような、デリネーターと申しますけれども、黄色い反射材で、運転者の方への道路の案内ができるような形で点々と設置してある縁石の反射材がございます。視線誘導標というんですけれども、そちらがデリネーターというものなんです。それが損壊いたしました。この修理費用といたしまして、設置者がえびの市でございますので、えびの市に対しまして2,835円、この4ページの損害賠償額でございますが、2,835円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

以上、4件でございます。

交通事故の防止につきましては、平素から職員に対する指導教養や実技訓練を実施してるところでございますけれども、今後とも防止対策を強化いたしまして事故をなくすように、事故の絶無に努めてまいります。

以上でございます。

○田口委員長 ありがとうございます。報告事項に関する執行部の説明が終了いたしました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 では、次の事項にまいります。質疑がありませんので、次に、その他の報告事

項に関する説明を求めます。

○横山刑事部長 配付資料1をお届けいたしております。配付資料1に基づき、「暴力団の情勢と対策について」御報告をいたします。

まず、番号1の「暴力団の情勢」であります。

(1)の全国の暴力団でありますけれども、暴力団対策法に基づく指定暴力団は、6代目山口組、住吉会、稲川会、さらには九州北部の道仁会、九州誠道会改め浪川睦会、そして工藤会など21団体、約6万3,200人を把握しております。

中でも、兵庫県神戸市に本拠を置く6代目山口組は、1都1道2府41県に約2万7,700人、全体の44%に当たりますけれども、を占めておりまして、全国最大規模の組織勢力となっております。

なお、暴力団員の推移としましては、5年前、平成20年の約8万2,600人から減少傾向を示しておりまして、これまで約2万人の減少となっております。

次に、(2)の県内の暴力団であります。本年10月末現在で、11組織の約310名を把握し、これらは全て、先ほど申しました6代目山口組の傘下組織であります。

本県におきましても、5年前の平成20年に約400名を把握しておりましたことから、約90名の減少ということで、全国同様の減少傾向にあります。

他方、山口組は、平成17年8月に現在の6代目体制になり、「シノギ」と言っております資金源獲得の活動でありますけれども、その「シノギのためには縄張り関係ない、全国のどこにでも進出する」という方針を打ち出しておりまして、その結果、本県にも、山口組系の県外の暴力団員約100名の流入が推認されるところであります。

近年、特に、警察からの認定を免れるため、その組織実態を隠蔽しつつ、さまざまな業種業態において事業活動を仮装し、または既存の事業者——共生者と言っておりますけれども——そういう者を巧妙に利用するなど、一般流通社会での資金獲得活動を多様化させるなどしていることから、暴力団壊滅に向けた多角的かつ強力な捜査を徹底するとともに、地域・経済社会の理解と協力のもとに、官民挙げた暴力団の排除対策が一層重要となつてるところであります。

そのような観点から、警察としましては、暴力団に対する集中取り締まりと並行しまして、自治体や関係機関・団体と連携した各種の暴力団排除活動などを強力に推進しているところであります。

そこで、資料の番号2の本県における「暴力団対策の推進状況」について、その主な取り組みについて御説明をいたします。

まず、(1)の「県内暴力団の集中取締り」の状況であります。

本年10月末現在の暴力団の検挙人員は84名で、昨年と比較しますとプラス6人ということで、若干の増加ということであります。

資料に記載の主な検挙事件について、簡単に御説明をいたします。

1件目のアの事件でありますけれども、これは、平成22年に都城警察署管内の民家に深夜3人の男が押し入り、そのまま逃走していたという事件でありますけれども、未解決となつておつたために強盗未遂事件として継続捜査中でありました。3年に及ぶ粘り強い捜査により、本年5月に、都城市内に本拠を置く山口組系暴力団組員らの犯行であることを突きとめまして、さらに、同捜査と関連しまして、その犯人を逃がそうとした犯人隠避の罪が明らかになったこと

から、幹部組員及びその共生者たる会社の社長ら10名を逮捕したものであります。

この中には、県外暴力団の関係者2名も含まれておりまして、主要被疑者ら6名には、懲役3年から4年以上の実刑判決が言い渡されております。

2件目のイの事件であります。これは、本年7月の夜、宮崎市中心部の歓楽街において、山口組系暴力団組長が一般通行人に因縁をつけて暴行を加えた事件であります。さらに、その後、被害者側に被害届の取り下げを迫ったり、あるいは捜査の攪乱を狙って、その被害者らを被疑者とする傷害事実を捏造して、弁護士を通じて警察に虚偽の告訴をしたことから、証人等威迫罪、そして虚偽告訴の罪で、暴力団組長2人、そして共生者たる飲食店の経営者らを含む計7人を逮捕したものであります。

3件目のウの事件であります。これは、本年6月から9月にかけて、宮崎市内の別の山口組系暴力団組長を、かねてから組員になるように迫っていた一般人に対する傷害罪で逮捕し、関係箇所の捜索等により、許可を受けずに運送事業会社の営業事実が明らかになったことから、貨物自動車運送事業法違反で、同組長及び密接な交際を有する会社の社長ら3名を逮捕したというものであります。

4件目のエの事件であります。これは、10月に、暴力団の加入を拒んでいた被害者を、県内山口組系暴力団の上部組織である大分市内の石井一家事務所の当番に無理やりつかせたという強要並びに監禁の罪で、同石井一家の総長及び傘下組織の組長など3名を逮捕したものであります。

このように、これまで各種刑罰法令を適用して、暴力団の組長や幹部組員はもちろんのこと、

暴力団組織を背後で支える共生者らを逮捕するなどして、暴力団の集中取り締まりを強力に推進し、暴力団組織の弱体化を図っているところでもあります。

次に、(2)番の「暴力団排除施策等の取組状況」について御説明をいたします。

まず、アのゴルフ場等からの暴力団排除であります。県内ゴルフ場については、昭和59年の宮崎県ゴルフ場防犯協会設立以降、警察と緊密な連携のもとで対策協議会等の開催等を通じて、暴力団排除の決議や広報啓発活動を行うなど、県内ゴルフ場からの暴力団排除を推進してまいりました。

また、平成23年8月施行の宮崎県暴力団排除条例において、暴力団に対する利益供与が禁止されたことを受けまして、県内各ゴルフ場に対し、施設の利用約款や利用規定等に暴力団の排除条項を盛り込む改正等を要請しまして、昨年2月に、宮崎県ゴルフ場経営者協議会による暴力団排除決起大会が開催され、県内外に向けた暴力団排除宣言を行うなど、県内の全てのゴルフ場から協力をいただいております。

警察では、昨年1月に、都城市に本拠を置く山口組系暴力団の会長や組員ら7名を、身分を秘匿してゴルフ場の施設を利用したというその行為に詐欺罪を適用して検挙いたしました。

なお、暴力団員とともにゴルフプレーした民間事業者2名は、当該暴力団との密接交際者ということで認定したことで、取引の金融機関において、取引約定に基づく厳しい対応がなされたと伺っております。

この事件を検挙して以降、県内ゴルフ場関係者等からは、賞賛の声が多数寄せられておりまして、県内ゴルフ場の健全化が推進されていると理解しております。

次に、イの産業廃棄物処理業からの暴力団排除につきましては、ことし6月に宮崎県産業廃棄物協会が暴力追放決起大会を開催し、暴力団排除宣言を行ったほか、昨年2月には、日向市の産業廃棄物収集運搬業者が、許可更新の際に県外の暴力団に登録されていることが判明いたしまして、その旨を県に回答した結果、許可の取り消しとなっております。

その後、業者による環境省に対する不服審査請求も却下されまして、許可の取り消しが確定しております。

また、ウの県営住宅からの暴力団排除につきましては、平成20年に警察本部と県の間で「暴力団員による県営住宅の使用制限に関する協定書」が締結され、また、「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例」に暴力団排除規定が導入され、暴力団員を県営住宅に入居させないよう県と緊密な連携を図ってまいりました。

昨年10月に宮崎市内の暴力団組長の妻を貸金業法違反で検挙した際に、同人らが夫婦で県営住宅に居住していることが判明し、県の担当課と連携して明け渡しの請求を行い、退去させております。

エの建設業等からの暴力団排除につきましては、昭和63年に「建設業からの暴力団排除に関する宮崎県土木部と警察本部の申し合わせ」が締結され、平成12年には、県内全ての市町村において、「建設業からの暴力団排除に関する連絡協調体制の確立についての合意書」を締結するなどして取り組んでまいりました。暴力団排除条例施行後は、公共工事等に関する暴力団関係の照会件数が急増するなど、建設業からの暴力団排除への取り組みが浸透しているものと思われます。

ことし9月には、先ほど申し上げましたよう

に、宮崎市内の暴力団組長及び組長の実弟らを貨物自動車運送事業法違反で検挙し、組長の実弟が代表取締役となっている別の建設会社が県の入札参加資格停止となりましたが、一連の捜査で同系列の会社が暴力団に利益供与している実態が明らかになったことから、現在、暴力団関係企業としての認定の進捗を進めているところでもあります。

このように、官民一体となった暴力団排除への取り組みは一定の成果を上げておりますけれども、今後、さらにこれらの取り組みを推進するために、宮崎県暴力追放センターの事業である不当要求防止責任者講習を受講した建設業者に対して、県の入札参加資格審査において一定の評価点数の加点が可能となるよう、暴追センターと協議検討を行っておりますし、県に対しても要請をしているところでもあります。

この制度は、他の府県においても導入されておまして、相当の成果が上がっていると伺っております。本県の4,500社以上の建設業許可業者に対する暴力団排除機運の醸成と浸透に一層の効果を発揮するのではないかと期待されるものであります。

また、資料にはございませんけれども、このほかにも、飲食店とか、あるいは風俗営業店のほか、宿泊、宴会施設関係などについても、暴力団排除の規定の整備、暴力団排除条項というものの導入について、各種の暴排研修会等を通じてお願いをしているところでもあります。

次に、(3)「暴対法の規定に基づく適格都道府県センターの認定」について御説明をいたします。

これは、本年1月から、いわゆる改正暴対法が施行され、暴力団事務所の撤去運動を行う住民保護の観点から、新たに設けられた訴訟代理

制度であります。

これまでは、暴力団事務所で発砲事件等が発生するなど、周辺住民の生活の平穏が不当に侵害された場合に、住民自身が原告として暴力団事務所の使用差しとめ請求等を行ってまいりましたが、関係者に対する暴力団の報復と思われる事案等が相次いで発生しましたことから、国家公安委員会の適格認定を受けた各都道府県暴力追放運動推進センターが、住民の委託を受けて、事務所使用差しとめ請求等の裁判上の行為ができるように法改正がなされたものであります。

これまで、東京、大阪、福岡など——もちろん、これには宮崎も含まれますけれども——全国24の都道府県が認定を受けておまして、本県では、諸準備を整えて、ことし7月に国家公安委員会に申請した結果、10月24日に認定通知を受けております。

今後、住民の皆さんからの相談などに対しては、本制度を活用して積極的な取り組みができるものと考えております。

最後に、(4)の「保護対策」について御説明いたします。

暴力団事件の特質として、先ほど御説明いたしました証人等威迫事件のように、被害関係者に対し被害の取り下げを迫ったり、あるいは被害者やその関係者等への報復のおそれが十分に考えられますことから、暴力団対策上、保護対策は必要不可欠なものであります。

警察では、暴力団等反社会的勢力から被害者等を保護するために、「宮崎県保護対策実施要綱」を制定し、暴力団犯罪の被害者等や暴力団排除に従事する関係者、その他暴力団から危害を受けるおそれのある方を保護対象者に指定するなど、事件の検挙と並行して身辺保護対策を強力

に推進しているところであります。

保護対策の体制につきましては、本部及び県内各警察署の捜査員88名を被害者保護のための身辺警戒員に指定し、また、身辺保護訓練等を徹底するなど、保護対象者の暴力団等からの危害防止に万全を期すこととしております。

資料にない項目として補足をさせていただきますけれども、暴力団からの離脱・更生対策につきましても、宮崎県暴力団追放センター初め、「宮崎県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」及び県雇用協力主会——協力事業者の経営者で、その皆様方からなる雇用協力主会というのがありますけれども、そういう関係機関団体との連携を図りながら、引き続き、暴力団組織離脱者の社会復帰支援の推進についても取り組んでいくこととしております。

警察としましては、今後とも、暴力団の集中取り締まりの強化及び官民一体となった暴力団排除活動、そして被害関係者等の保護対策、さらには暴力団からの離脱者支援など、暴力団総合対策を一層推進し、県民の皆様が安全で安心して暮らせる宮崎県の実現に向け取り組んでまいりますので、引き続き、御理解と御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○田口委員長 その他の報告事項に関する執行部の説明が終了いたしました。

質疑はございませんか。

○徳重委員 暴力団がかなり減ったということですが、まだ宮崎では、11組織310人ということですが、この組織の資金源というのは、どういう形で今把握されていらっしゃるんですか、警察では。

○横山刑事部長 非合法資金源としましては、やはり覚醒剤、あるいは恐喝、最近では、やは

り詐欺、窃盗と、そういうものも資金源獲得のための活動としてあります。

合法資金源、合法と言えるのかどうかわかりませんが、先ほど来、説明・報告の中で申し上げましたように、この暴力団の活動というか、暴力団の力を利用する共生者、支援者という方々がおいでになるわけで、これは事業主等の中にもおられるわけでありまして、こういう人たちが一定の事業活動で利益を上げたものが、その支援金として供与されるという実態がございます。そういうものについて、警察として、あらゆる法令を活用して切り込んでいく捜査というのが大事だろうと思っております。そういうことで、県民の皆様からの情報提供等についての御協力をいただきながら捜査を進めておるところであります。

○徳重委員 一般論で考えますときに、組織の人たちは家族もあるんじゃないかと思うんですよ、家族もですね。そして子供たちも、学生もいらっしゃるんじゃないかなと想定するわけですが、何とか、この正業についていただけるような運動と、また、暴力団員だった人たちが離脱するために、今いろいろされてるというお話を聞いたんですが、そういった方を受け入れる事業者なり何なり、そういった方々に対する支援というか、皆さん方のほうからの相談はされたことはないものですか。

○横山刑事部長 先ほど御報告の中で一部触れておりますとおり、やはり離脱者の支援・更生対策というのは極めて重要なことだろうというふうに思っております。

冒頭に申し上げましたように、その暴力団の数が相当な数で減少しております。その取り締まりの一方で、やはり社会復帰ということを願う暴力団関係者がいるのではないかと、こうい

う理解であります。

そういう観点から、御指摘のとおり、離脱者の社会復帰支援ということについての連携を、宮崎県暴力追放センターが相談の窓口として広く相談を受けることにしておりますし、そこがさらに事務局となって暴力団離脱者の社会復帰対策協議会というのも開催して、県内の関係協力事業主の方々と連携をとっております。現実には、その事業主の方が受け入れをいただいて社会復帰された事例というのも伺っておりますし、現在捜査中の案件でありますけれども、警察のほうで保護活動を図りながら、社会復帰のいろいろな支援を行ってる事例もございます。

そういうところで、やはり暴力団の離脱、社会復帰支援についても、関係の機関・団体、あるいは企業の皆さん方と連携を図りながら、あるいは情報交換等もしながら取り組んでいくことが大事だというふうに思っております。

○徳重委員 最後にしますが。離脱したいけど、なかなか離脱できないと。組織の長から、あるいは上司から言われて離脱できないというような形の人たちがかなりいらっしゃるのかなという気がするんですが。皆さん方はいろんな形でのプロとして、暴力団に関するいろんなことがあったと、今までの事例を知っていらっしゃるわけですから、こうして離脱する方法があるとかいうようなことについて、向こうから来るといのはなかなかだろうと思うんですよ。だから、皆さん方のほうで相談をしてやるというような考え方はないんですか。暴力団員に対して、あなたは子供もおる、学生もおるじゃないかと。ならば、一日でも早く離脱して、正業についてやるべきだというようなアドバイス、助言とか、そういったものを、誰がわかるかというのと、その構成員というのは警察の皆さん方し

かわからないと思うんですよね。皆さん方から、この人は早く離脱さしたほうがいいんじゃないかと思われるような方にお話をされるといことはできないものでしょうか。

○横山刑事部長 これまでも、あらゆる機会を通じて、そういう説得なり、あるいは助言等を行ってきております。一番の接する機会というのは、取り締まりを通じて、やはり取り調べでの人間関係において、しみじみとそういう話ができるんだろうと思っております。そういう機会が中心となりますし、また、個別にいろいろな接触をする場面というのもないわけじゃありませんので、委員の御指摘のように、暴力団の離脱のアドバイスとか助言等については、今後ともやっていく考えであります。

○徳重委員 ぜひ、よろしく願います。

○松村委員 暴力団の情勢についてお聞きしますけども、県内11組織310人ということでございますけど、私たちも日常生活ではどこが暴力団で、どこが暴力団員かというのはわからないわけですけども。大昔かわかりませんが、以前は、何かこういうマークだとか何々組って書いてあるとか、ここが暴力団の事務所ですよっていうのが——非常にわかりやすいといたら失礼ですけども——そういう事務所というのがあったわけですけど。今の暴力団の組織、事務所っていうのは、どういう形で存在してるんでしょう。

○横山刑事部長 委員のお話のとおり、潜在化しておるわけです。要するに、その暴力団対策法が施行されて以降、やはり認定逃れ、暴力団であるということを認定されないように、取り締まりをかいくぐるために、そういうことで身分を秘匿するという状況がございます。そのために暴力団であるか否かということについての、

何もなくて、Aという者が暴力団かどうかということはなかなかないだろうとは思いますが、照会を県警本部の暴力団対策課、あるいは暴追センター等でお問い合わせいただければ、もちろん内容に応じてですが、お答えできるようにしております。

○松村委員 通常は、例えば暴力団の事務所等の所在とか、あるいは県内の分布っていうんですかね、どこに幾つあって、宮崎市に幾つあって、あるいはその組員の名前とか住所とか、そういうものに対する公表とかいうのは、例えば県警のホームページを開くとぱっと出てくるとか、そういうことはないんでしょうか。

○横山刑事部長 暴力団としての認定が明確にあるものについてのお問い合わせは回答可能であると考えますが、一般的に、誰々が暴力団だということを公表してはなりません。

○松村委員 なかなか一般市民というか、わかりにくいというか、わからないからこそ、彼らもうまくやってるんでしょうけども。

ちなみに、ここでわかる範囲で、県内、宮崎市には何組織、何々市は何組織というのが、もしおわかりになれば、お知らせいただきたいと思えます。

○横山刑事部長 口頭で申しわけございませんけれども、御説明をさせていただきます。

組織の所在地ということで、宮崎市内、宮崎北署管内、宮崎南警察署管内に6つの暴力団が事務所を構えております。2代目根本組、悠道会、2代目井根組、誠龍会、九州黒清興業、道龍会、この6つの組織が宮崎市内です。日南警察署管内に3代目遠藤組、都城に、先ほど来御報告に出ております城士会、それと日向に2代目十徳会、数字の「十」に「徳川」の「徳」で

すけれども十徳会、延岡署管内に児島組、これが山口組系の暴力団の石井一家の10の組織でありまして、同じ山口組の、今度は名古屋に本拠があります2代目弘道会という組織の、谷誠会という組織の4次団体になりますけれども、3代目丸山組というのが小林警察署管内にございます。11の組織でありまして、合わせて約310名を把握しておるとい状況であります。

なお、参考まででありますけれども、この事務所については、一戸建ての一般の民家が自宅兼事務所になっておったり、マンションの一室を自宅兼事務所にしておったり、あるいは延岡の児島組は3階建てのビル自体を事務所にしておったりということで、形態もさまざまな状況であります。いずれも、自分たちが取り締まりを受けないために、今、看板等は掲げておりません。これは山口組というか、暴力団全体の取り締まり逃れというようなことだろうと思えます。

もうちょっと補足させていただければ、警察が捜索をするにしても、看板があれば捜索しやすいんですけども、そこが暴力団の事務所だという裏づけを裁判所の令状請求のときに添付する必要がありますので、例えば、捜査員が日常的に張り込みをして暴力団が出入りしているのを視察して目撃しておるとか、いつからいつまで見ておるとか、そういう裏づけをとらないと、そこが事務所だということの立証ができないという状況であります。

あわせまして、暴力団の看板がないだけじゃなくて、暴力団の名簿すらありませんし、もちろんバッジとか名刺とか、そういうものも携帯しないという状況が現在の暴力団の活動状況であります。

○松村委員 ありがとうございます。なかなか

か市民の目にも見えないところに犯罪というか、暴力団組織があるなというのがよくわかりました。警察の皆さんも、なかなかわかりにくいところで捜索とかされるんでしょうけども、これからはまた情報収集をしながら、組織をしっかり把握していただきたいと思います。ありがとうございます。

もう一つ、外国の暴力団組織っていうんですかね。今、新聞関係では、都会のほうではマフィアというか、何系と言っているのかわかりませんが、よく報道なんかでは聞くことがあるんですけども、県内に対する影響とかはあるんでしょうか。

○横山刑事部長 県内に外国の暴力団、あるいはそういう不法な組織というのが入っているという情報はございません。事件の検挙もございません。

○徳重委員 暴力団によっての県民に与えた被害というか、年間、ここ何年間でもいいですが、どれぐらいの被害を受けられたと、そういう実績というのはあるものか、教えてください。

○横山刑事部長 暴力団の犯行による財産犯というお尋ねでよろしいのでしょうか。結局、その暴力団が盗んだとか……。

○徳重委員 いや、関与したことによって、被害を受けて仕事ができなくなったり、あるいはとられたとかですね、そういったことですけど。

○横山刑事部長 そのような統計資料は持ち合わせておりませんし、とっていないとおっしゃいます。

○徳重委員 そしたら、その暴力団による被害というか、精神的なものが中心でしょうか。受ける、県民による……。

○横山刑事部長 被害がないということをおっしゃるわけではなくて、そういうものを統計とし

て集約していないということでございます。そもそも、暴力団の犯行手口というのは極めてさまざま、多種多様でありまして、結局、金を持ってこいとか、あるいは何らかの害悪をもたらして被害を与えたという個別の事案についてというよりも、警察としては暴力団の犯行に対して、暴力団をいかに検挙して社会から隔離していくかということが目的でありますので、その被害額がということになると、そういう統計そのものを集約するシステムというのは、警察としては持ち合わせておりません。

○田口委員長 ほかにございませんか。

ちょっと済いません、教えていただきたいんですが。最近、ニュースに出たのが、例の損害保険会社が暴力団には入れさせないという、一部の会社だったのか、全部だったか、ちょっと私忘れましたが。そうすると事故に遭った場合に、暴力団に死亡事故でも起こされた場合には、一切請求ができなくなるのか。一般の人が、それを裁判をしてまで、暴力団の人たちからお金を取るなんていうのは非常に大変な状況ではありますが。偽装事故とか、そういうのが非常に多いということで任意保険には入れさせないということのようですが、この状況をちょっと、実態がわかれば教えていただきたいんですが。これは、本当は警察の方が答えることじゃないのかもしれないですけども。

○横山刑事部長 自動車の損保ですね、保険会社に対しても、暴力団の加入については排除条項の導入をお願いしているという状況でありますけれども、ことしの10月に金融庁が保険会社に導入を許可したということではありますが。

警察庁としては、民間人が、暴力団の運転する交通事故の被害に遭った際に任意保険が支払われず、損害を受けるおそれがあるということ

で、被害者の救済の観点から、保険会社の暴力団照会に対して、単なる属性要件、加入申込者が暴力団員であるかどうかということについては原則、回答しないということにしているということでもあります。保険の加入申請時において暴力団員が暴力的不当要求を行ったり、保険金詐欺容疑があるということで、属性要件以外にも暴力団を排除する必要が認められる場合に限り、保険会社の照会には応じるということにしておるんですけれども。

基本的には、その損保会社の判断ということでもありますけれども、暴力団については、暴力団そのものが保険に加入することについての事前の排除条項を入れてください、そして暴力団かどうかわからないときには照会してくださいという、そういうシステムを講じておることでもあります。

○田口委員長 相手が、もし暴力団だった場合には、強制保険の部分しか出ないということですかね。

○横山刑事部長 そのような、いわゆる任意保険に加入できてないと、要するに、それは一般の方でも任意保険に不加入という場合もあるわけですが、暴力団員が、この排除条項のために加入できてないということであれば、強制保険しか支払われないということになるんじゃないかというふうに思います。

○田口委員長 そうすると、先ほど言ったように一般の人が、例えば重大な事故に遭ったり、死亡事故があった場合には、結局、裁判で、その保険金にかわるものを要求するしかないということになるんですかね。

○横山刑事部長 入ってなければ出ないということですから、民事で請求するしかないということだろうと思います。

○田口委員長 そうなると大変ですね、一般の人は。

○横山刑事部長 それは、ほかの一般の事故でも同様ではないかというふうに思います。一般の方が任意保険に入っていないければ、当然出ないわけで。それが暴力団が入っていないければ、当然、通常の民事裁判で請求するしかないということでありまして。

○田口委員長 それはわかるんですけど、相手が暴力団だと裁判することさえも、一般の人はなかなか、逆に身の危険が及ぶんじゃないかというような部分があるものですから。ここでもいろいろ、いつまで言ってもしょうがないですから。いいです、わかりました。

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 では、その他の事項に関する質疑は終了いたします。

その他で何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時52分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

それでは、当委員会の報告事項等について、教育長の説明を求めます。

○飛田教育長 おはようございます。私は、県内外のいろんな行事に参加させていただいたり、応援に行ったりするんですが、その行く先々で県議会議員の皆様とお会いすることが多くて、本当に学校教育はもとよりスポーツ、あるいは

文化行政、社会教育、いろんなどこで激励を賜っていることを、いつも心強く思っております。ありがとうございます。お礼申し上げます。

それでは、お手元の「文教警察企業常任委員会資料」をお願いいたします。

本日、「その他の報告事項」として御報告いたします項目は、資料の表紙にあります「県立高校の就職内定状況について」「宮崎県いじめ防止基本方針（素案）について」の2件でございます。

この後、所管する課長が御説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。

○田口委員長 教育長の概要説明が終了いたしました。

報告事項に関する説明を求めます。

○谷口学校政策課長 それでは、資料の1ページをごらんください。

県立高校生の就職内定状況について御説明をいたします。

10月31日現在の就職内定状況でございます。

ゴシックで示しております欄を縦に見てまいりますと、平成25年度の卒業予定者は、男女合計の欄でございますが7,531人、そのうち就職希望者数が、県内が1,290人、県外が1,042人、合計で2,332人です。

また、そのうち就職内定者数でございますが、県内が760人、県外が775人、合計で1,535人です。

就職内定率で見ますと、県内が58.9%、県外が74.4%、全体で65.8%となっております。

右側に昨年度の数字を出しておりますが、61.2%が昨年でございましたので、昨年度の同時期と比べまして4.6%の増となっております。特に県内がふえておりまして、右から2列目の下から3行目、6.3%増と、県内は6.3%ふえている

という状況になっているところでございます。

次に、2の過去の就職内定状況との比較をごらんください。

過去2年間との比較を折れ線グラフで示しておりますが、最終的に一番右下、昨年度の3月末98.5というのは、実は過去最高の内定数でございましたが、折れ線グラフを見ていただきますと、その昨年度を上回るペースで進んでいくということで、大変ありがたいことだと思っております。

今後とも、学校とかハローワークと連携をしながら、一人でも多くの生徒が就職できるように努めてまいりたいと考えております。

就職内定状況については以上でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

「宮崎県いじめ防止基本方針（素案）」について御説明申し上げます。

まず1番、このページで、国の「いじめ防止対策推進法」の概要を示しておりますが、これは9月28日に施行されたものでございます。この法律、ポイントが2つございまして、一つは、「いじめ防止に関する基本方針」をそれぞれ定めて対応するということと、もう一つは、いろんな「組織」をつくって対応するという2つのポイントがございまして、まず（2）をごらんください。

いじめの防止基本方針等という欄で、ここにアですが、国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定について定めるとなっております。これに基づきまして、県も基本方針を定めるということになります。

もう一つが「組織」でございますが、下線部で示しておりますので、ごらんいただきますと、4つございまして、最初の下線部、いじめ問題

対策連絡協議会と書いてございますが、これは、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、警察その他の関係者で構成するという県レベルの組織でございます。

次に、教育委員会の附属機関とございますが、これは教育委員会レベルで附属機関を設置しまして、実効的な対策を行う機関ということになっております。

3つ目の下線部、(3)のイの後ろのほうにございますが、複数の教職員等により構成される組織、これは学校レベルでございまして、学校にいじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、そういう組織を置くというのが3つ目の組織でございます。

4つ目の組織が、下のほうにございますが、附属機関というところに下線を引いておりますが、これは、重大事態が発生したときに、再調査を知事のもとで行うと、そのための附属機関ということで、地方公共団体の長は、必要な場合にこの附属機関を設けて再調査を行うという、この4つの組織をつくって対応するというのが、この法律の特徴でございます。

この法律を受けまして、それぞれ基本方針をつくって対応するということになっておりまして、右側のページに宮崎県のいじめ防止基本方針の概要を載せておりますが、その前にちょっと全体図を見ていただきますので、このページを飛ばして、4ページをごらんください。

A3横のプリントでございますが、先ほどの法律を受けまして、国と宮崎県と県立学校、それぞれが基本方針をつくって対応するということで、その柱立てを載せております。

一番左の欄をごらんいただきますと、国が立てました基本方針で、これは10月に策定が済んでおります。この国の基本方針に基づきまして、

真ん中の欄、宮崎県の基本方針をつくって、その素案の柱立てを載せております。これが本日見ていただく宮崎県の基本方針の素案ということになります。これを2月中に策定いたしまして、一番右側ですが、今度は各学校が県の基本方針を受けまして、学校ごとに、また基本方針をつくるということになっておりまして、その策定例を載せております。

国の欄と県の欄を、ちょっと両方比較していただきますと、非常に柱立てが似ておりますが、第1というところも同じでございますし、第2、第3を見ていただきますと。これは、実は国の基本方針を参酌して県はつくるとなっておりますので、国の基本方針に基づいて県も作成をいたしました。

その中で、特に県の取り組みを示しますのが、真ん中の欄の四角でくくっておりますが、(4)基本的施策とございますが、ここには県の施策を記述していくということになっております。この県の基本方針の素案について、今からちょっと見ていただきます。

お戻りいただきまして、3ページをお願いいたします。

宮崎県いじめ防止基本方針の概要について御説明をいたします。

(1)基本方針の考え方といたしまして、アでございますが、いじめ防止等のために、基本的な方針として、これは私立学校も含めて策定するということになっております。

イでございますが、柱立てとか内容等については、国の基本方針を参酌すると。ただし、基本的施策の内容については、本県において必要な内容を織り込んで記述するということになっております。

(2)基本方針のポイントといたしまして、

先ほども申しあげました4つの組織をつくるというところがポイントでございまして、(ア)でございまして、関係機関の連携を図るためのいじめ問題対策連絡協議会、(イ)でございまして、実効的な対策を行うための教育委員会の附属機関、(ウ)でございまして、学校がいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織、(エ)でございまして、重大事態に係る再調査を知事部局において行うための附属機関、この4つの組織を設けて、いじめ防止の対応をとるということになっております。

これに関しまして、実際の素案をちょっと見ていただきますので、別冊でお配りいたしましたのが、これが宮崎県の基本方針の素案でございまして、1ページめくっていただきますと——別冊の素案と書いた、これが宮崎県の基本方針でございまして、よろしいでしょうか、済みません。1ページをごらんいただきます。

「はじめに」とありまして、第1、ここが国の基本方針を参酌して書いた内容で、ほとんど国の内容を踏襲しております。

ずっと見ていただきまして、4ページをごらんください。

4ページの下の方、第2とございまして、ここからが宮崎県の取り組みを示したものでございまして、一番下の行に(1)宮崎県いじめ問題対策連絡協議会の設置とございまして、これが県が新しく設置いたします連絡協議会でございまして、内容につきまして、次のページをごらんください。

5ページの上の方をごらんいただきますと、この組織の目的でございまして、アの後ろの方に、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るために設置するという連絡協議会でございまして、その構成メンバーがイに載っ

ておりますが、連絡協議会は、学校、教育委員会、私立学校主管部局、児童相談所及び同主管部局、地方法務局、県警察、PTAなどが構成メンバーで協議をするということになっております。これが県レベルでの組織ということになります。

2つ目の組織が、その下のほうの(2)でございまして、(2)宮崎県教育委員会の附属機関の設置とございまして、これが教育委員会のレベルでございまして、設置目的がアの2行目にございまして、いじめ防止等のための対策を実効的に行うための附属機関ということで組織いたしまして、構成メンバーにつきましては、ウをごらんください。

教育委員会いじめ防止附属機関には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図ると。中立性・公平性が確保されるように努めるとなっておりまして、具体的には、県教委に加えまして臨床心理士とか社会福祉士とか弁護士とか警察官の方とか、そういった専門家の方々をお招きして、第三者委員会というような立場でいろんな協議をしてみたいと考えております。これが教育委員会レベルの2つ目の組織でございまして。

3つ目でございまして、ちょっと飛んで、9ページをごらんください。

今度は、学校レベルでつくる組織ということにございまして、9ページの上の方の(2)でございまして、県立学校におけるいじめ防止等の対策のための組織についてでございまして。

設置目的は、アでございまして、県立学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うために組織するとなっておりまして、その2つ下の行に、「いじめ不登校対策委員会」等を活用するとしておりますが、これは、宮崎県は

以前から小中高等学校全てに、いじめ不登校対策委員会という組織をつくって対応しております、その組織等を活用して協議していこうということでございます。

ただ、イをごらんいただきますと、イの後ろのほうに、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の参加が必要と判断するときは、県教育委員会に相談・報告の上、必要な専門家の派遣を受けるとなっております、実は学校の職員だけではなくて、必要に応じて専門家を県教委が派遣いたしまして、それぞれの学校レベルで、専門家も含めて協議をしていただくということを考えております。

今のが3つ目の組織でございます、最後でございますが、今度は15ページをお願いいたします。

4つ目の組織としまして、真ん中あたり、(2)ですけど、調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置というところで、重大事態が起きましたときに、知事が再調査が必要と判断された場合に再調査を行う組織でございます、(イ)をごらんいただきますと、当該再調査は、専門的な知識または経験を有する第三者等による附属機関を設けて行うとなっております、(ウ)でございますが、この附属機関については、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、中立性・公平性が確保されるよう努めるとなっております。こういった形で知事のもとに再調査を行う附属機関を設けるというのが4つ目の組織でございます。

以上、4つの組織をつくって、いじめの防止のための対策をしていこうというのが、この素案の柱でございます。

もとの常任委員会資料の3ページにお戻りいただきまして、3ページの真ん中ごろ、イとい

うところをごらんください。

これまで説明いたしましたのは組織でございますが、イというところに、いじめ防止等のために県が実施する主な基本的施策を載せております。(ア)につきましては、国の基本方針に沿った施策でございますが、(イ)が、特に宮崎県の取り組む内容ということで、国の基本方針の趣旨を生かして取り組む本県に必要な施策を上げております。特別活動の充実ですとか相談窓口の設置、生徒指導資料を活用した研修の充実、スクールカウンセラー等の配置、ネット上の諸問題への対応などに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

ウでございますが、県立学校において重大事態が発生した場合は、県教育委員会の附属機関でいろんな調査をいたします。

エでございますが、これは先ほども申し上げましたけど、重大事態が発生した場合、知事が必要と認めた場合には、先ほどの附属機関で再調査を行うというふうになっております。

以上のような内容につきまして、今後の策定日程でございますが、(3)をごらんいただきますと、アですが、本日がこの常任委員会で、委員の皆様のお意見を伺いいたしまして、イでございますが、それをもとにパブリックコメントを12月の中旬から1月の中旬まで実施いたしまして、2月の中旬までには決定をしたい。その決定を受けまして、これを今度は各学校に送りまして、3月までに各学校の基本方針をつくりまして、それを来年度の4月から実際運用するという流れで進んでまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○田口委員長 報告事項に関する執行部の説明が終了いたしました。

質疑はございませんか。

○中村委員 今、いじめ防止対策の4つの取り組みを、例えば、県がやるとか、あるいは市町村がやるみたいな話を聞きましたが、このいじめ防止対策の中に、学校の生徒ということには全然触れてませんが、生徒のことは関係なく、もう自分たちでいじめ対策を決めていくということなんでしょうか。それとも、これについては、全然生徒は交えないんですか。一番重要である人たちはほっといて、周りだけで決めていくと、こういうことなんでしょうか。

○谷口学校政策課長 済いません、素案の6ページをごらんいただいてよろしいでしょうか。

素案の6ページの上のほうの(ウ)でございますが、実は、先ほどの協議会、協議をするのは大人だけでございますけど、(ウ)のところに、いじめの防止等に資する活動にあつて学校に在籍する児童生徒が自主的に行う児童・生徒会活動や挨拶運動、ボランティア活動などに対する支援を行う。あるいは、児童生徒同士が思いやり、助け合い、支え合いながら人間関係を育むピアサポート活動を推進するというふうに書いておまして、児童生徒自身にも、このいじめ問題についてどうあるべきかということをお話して、いろんな活動をさせていきたい。そのことが未然防止につながるのではないかなというふうに考えてるところでございます。

○中村委員 私が言うのは、児童生徒だけで話し合うというんじゃなくて、今お決めになった、この取り組みの中の4つの組織の中で、どこかに生徒の代表が入って、そこで、いや、生徒はそう思ってませんよ、こうなんですよということをお聞かないと、本当のことはわからないんじゃないかなと私は思うんですね。これで、わかりました、この6のところに、生徒がこのいじめ対

策防止に学校に在籍する児童生徒が自主的に行うというのは、生徒同士がどうだこうだで行うわけでしょう。ところが、そういう4つの組織をつくったところで、発表する機会というのではないわけじゃないですか。だから、やっぱり生徒の代表を巻き込んでやらんといかんじゃないかと、私は言うんですよ。

○谷口学校政策課長 ありがとうございます。おっしゃいますように、生徒の意見も取り入れていくのは大切だと思いますので、今おっしゃっていただいたような形で、生徒の意見も入れながら協議をしてまいりたいというふうに考えてます。

○徳重委員 いろいろ、いじめに対する取り組みをされてること、すばらしいものができ上がっているし、組織的にこうしてやっていけば、いじめはなくなる、あるいは防止できるというようなことでしょう。

ところが、私が考えてるのは、いじめはわからないうちに起こってるというこの現実、この第一発見者はいないかもしれないが、起こってるものを察知する人たち——あの子が1日休んだと。1日かもしれないけど、相当悩んでるんじゃないかと、苦しんでるんじゃないか、誰が話をするのか、そのことが一番大事かなという思いなんですよね。いつも明るい生徒なんだけど、今ちょっと悩んでるなとか困ってるなとか、そのことが症状が出たときには、もう、かなりいじめが進んでる状況にあるんじゃないかなという気がするんですよ。何とかして学校には行くけど、何も無いのにおなかが痛いとか熱が出たとか言って休むとか、そういうことに対して、もう少し真剣に捉えるっていうか、受けとめられるような体制というのが、まず大事じゃないかなと思うんですが、そういうのはどうい

う形で受けとめていらっしゃるんですかね。

○谷口学校政策課長 素案の3ページを見ていただきますと、委員がおっしゃいました多くの子供たちがという話は3ページの上のほう、(2)にちょっと示しておりますけど、暴力を伴わないいろいろないじめに関して、小学校4年生から中学校3年生まで6年間で、全く被害者も加害者も経験しなかったというのはもう1割しかないです。9割の子供たちが、そういういじめ、加害者になったり被害者になったりしているという現状がございますので、今、委員がおっしゃっていただきましたように、このページの下の方ですが、(2)いじめの早期発見というところをごらんいただきまして、いじめの早期発見は、いじめへの迅速の対処の前提であり、全ての大人が連携し、ささいな変化に気づくというようなことを書いておりますが、大人だけではなくて、先ほどのページを見ていただきますと、子供たちの中にも、実はピアサポート活動と申しまして、子供同士でその相談を聞いたり、カウンセラーをしたり、助け合ったりという活動もしながら、また教員にも話すとか、少しでも子供たちの状況に変化があったら、早期発見するという体制を築いていくことが大切だというふうに考えております。

○徳重委員 そういう事象が発生した、生徒が思っているというようなことを、第一義的には先生方が、まずクラス担任の先生が受けとめなければいけないのかなと、こう思うんですよね。そこ辺の指導の徹底というのが、やっぱり原点にあるのかなと。常に、何かあったら先生に話してくれと、誰か気づいたら話してくれという気軽に話せるようなそういう雰囲気というか、クラスのそういう雰囲気をつくるための方法を、何かぴしゃっと学校のルールとして位置づけて

いたほうがいいのかなどという気がしたものですから、そういう考え方はないんですか。

○谷口学校政策課長 おっしゃいますように、児童生徒と教師の信頼関係ですよね、日ごろからの信頼関係があれば、それが子供たちから伝わってくると思いますので、それを醸成していくことが非常に大切だと思っておりますし。

実は、このページの中にも、先月、全県下の学校に対しまして、いじめのアンケートを無記名で実施いたしまして、それも手がかりにしたいと思っておりますし、いろいろな特別活動を通しまして、子供と学校の先生が一緒になって特別活動をする中で信頼関係をつくって、そういう人間関係をしっかりつくっていききたいということも考えております。

以上でございます。

○中村委員 この中で、親に対する問題はどうか触れてますか、親と子のことに関して。

○谷口学校政策課長 今回の法律は保護者の責務をはっきりと示しているということも特徴でございます。それを受けまして、4ページをごらんいただきますと、4ページの(4)のところは地域や家庭との連携というところで、保護者とかPTAと一緒にやってということで記述させていただいてるところでございます。

○中村委員 今は中学校2年なんですけど、小学生のとき、いじめに遭ったみたいで、そのときに彼女が誰が一番最初に言ったかということ、うちに飯を食いに来て、みんなの前で発表したんですね。こういうことがあってるんだと。私、非常に悩んでると。だから、先生にも言いにくい、先生たちも見つけにくいことになる、やっぱり親が一番子供と接して、ちゃんとやっておかないとかならないと思うんですね。

僕は、いじめなんていうのは、親子のきずな

がどんだけ深いかで、実はこういうことで今やられとんのよねとか、きてんのよねという話し合いを持てば、子供にちゃんと、それはまずいよとか、それは我慢せないかん、それはおまえのほうが悪いとか、そういう親子のきずなで話し合っていくと、大概いじめ問題というのは、こんだけ学校や、あるいは県や国がこういうことをしなくてもうまくいくと思うんだけど。やっぱり、一番大事なものは親子の関係、そういったものを、もったきずなを深くするということが一番大事かと思うんですよね。

だから、宮崎県ではそういったことに踏み込んで、親がもっと子供を大事に見ると、子供から相談を受けられるような親になれということをお教えないかと思っています。

○田口委員長 質問はいいですか。ほかにございますか。

○二見副委員長 まだこの基本計画をゆっくり読ませてもらってないんですけども、これはいわゆる防止基本方針ということですから、これはいじめが発生しないようにという取り組みの内容だと思うんですけども、発生した場合の対処というものについて、やっぱり一番そこを充実させるべきじゃないかなというふうに思うんですが。先ほど、9割の子供たちがいじめをしたり、されたりするという経験をするのであれば、そこの充実というのは一番大事だと思うんですが、その内容については、この中に盛り込まれてあるんですか。

○谷口学校政策課長 濟いませぬ、1ページをごらんいただきまして、1ページの「はじめに」というところの下から3行目をごらんいただきますと、いじめの防止等と書いておりまして、括弧で、いじめの防止といじめの早期発見及びいじめへの対処と、実は、この基本方針はいじ

め防止だけではなくて、早期発見と対処についてもいろんな記述をさせていただいている内容でございます。

具体的には、4ページをごらんいただきますと、上のほうの(3)のところに、いじめへの対処という基本的な考え方を示しておりますし、以下、いろんな中にいじめの対処についても書いておりまして、特に今回、この基本方針で大事なことは、重大事態が起こったときにどう対応するかということで、10ページをごらんいただきますと、10ページの下の方に、3、重大事態への対処とございまして、重大な事態が発生したときにしっかりと対処するためにいろんなことを決めて、それで記述させていただいているという内容になっております。

以上でございます。

○二見副委員長 重大事態とはどのようなことになるんですか。

○谷口学校政策課長 濟いませぬ、10ページをごらんいただきまして、四角の中の漢数字の一と二とございまして、重大事態の定義がございまして、四角の中の一、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、二、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、このような2つが中心でございまして、例えば、相当な期間欠席と申しますのは、年間30日ぐらいをめぐとしております。このような事態が発生したときにいろんな対処をするということでございまして、もうちょっと具体的には、次の11ページをごらんいただきますと、11ページの上のほうの(ア)のbのところに、さらに具体的に重大事態ということを書いてございます。

以上でございます。

○二見副委員長 それに対する対応というものは、どのようにやってらっしゃるんですか。

○谷口学校政策課長 重大事態が発生いたしますと、学校か県教委が主体となって、まず、その調査を行うということになっておりまして、その調査をどちらがするかは県教委が判断をいたしますが、県教委が判断をいたしますと、先ほど申し上げました県教委の附属機関、第三者の方々も入っていただいて、専門家も入っていただいた附属機関で調査をしまして、具体的にどういう事実があったのか、あるいはどう対応すべきかということを検討いたしまして、実際に対応していくという流れになります。

それにつきましては、知事のほうにも報告をいたしまして、それでは不十分だと知事が判断をしたときは、先ほど、再調査を行う附属機関は知事部局に設けると御説明いたしましたが、今度はその再調査を知事のもとにある附属機関で行うというような流れで対処していくということでございます。

○二見副委員長 それでは、この重大事態というものは、まず発生しないようにしなければならないのは大前提でしょうし、そうなった場合の規定というのはよくわかりました。10ページに細かに書いてあるということはですね。

ただ、一番発生しやすいのは重大事態じゃなくて身近な問題であり、はっきり言って小さな、ささいなことなのかなというふうに思うんですけども、そこへの対応というものは、だから、この4ページの(3)のところの部分だけしかないということなんですかね。

○谷口学校政策課長 その対応につきまして、実は5ページ、6ページをごらんいただきますと、県独自で取り組みますいろんな対処方法も

書いておりますが、さらに最近、一番心配しておりますネットいじめにつきましては、7ページをごらんいただいて、7ページの上のほう、カとございますが、ネット上のいじめへの対策ということで、現在もやっておりますが、(ア)のところネットパトロールとか、いじめ相談を受けるための目安箱サイトとかやっておりますけど、特に、今、私どもが課題だと考えておりますのが(イ)でございます。イにソーシャルメディアの中で、クローズドコミュニケーションを通じて行われるいじめへの対策について検討するという表現しか示しておりませんが、これが今の一番の、ラインとかSNSで課題でございますので、これの対応をどうするかということ、先ほど申しました附属機関とか、あるいはいじめ問題対策連絡協議会を通しまして、専門家も交えて対策案を練って、実際に来年度から、また対応していきたいというふうに考えてるところでございます。

○田口委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 教育長、僕はきのうの質問の中で、私が小学校、中学校のころは、五十数人学級だったと言いました。前もここで話したことがありますが。だから、今、我々の小学校、中学校に行ってみると、三百何十人おった子供が、今は80名か90名ですよ。

だから、30名学級をさらに進められたんだけど、30名学級で、もうわずかな数の中で教育がされるわけで。この前申し上げたように、わずかな学級でなくて、例えば1週間に1回か、あるいは何回でもいいんですけど、選んでいただければいいんですけど、例えばAという科目を教えるときには100人学級にするとか、あるいは50人学級にするとか、そういうのをつくっていけば、あら、こういう人もおったんだ、こんな人もおっ

たんだ、うちのクラスと違う、何か持ってる人がいっぱいいるなどというのがわかれば、いじめもなくなるんじゃないかなと思う。

なぜかという、我々が中学校、小学校のころ、いじめ問題なんていうのは——貧乏だったからでしょうけど——ありもしませんでしたね。だから、30人学級に小さくしたから、委員長が、副委員長がどうだこうだってわかるわけですね。多くの中で、50人なり100人学級の中で、1カ月、あるいは週の何時間かを学ばしてみたらどうでしょうかと私は提案したいと思うんですが。

○飛田教育長 今、議員がおっしゃったことは、やっぱり考えておかないといけないことだと思うんですね。

少し話が広がるかもしれませんが、非常に少なくなった学校で、学校を残そうという思いと、保護者は、むしろ子供のそういう社会性とかコミュニケーション能力を考えて統合をしてほしいというような動きも出てます。

学校は、どうしても今は小さくなってるので、いろんな工夫をしてるんですが、今言われたようなことをもっと奨励していきたいと思うんです。例えば、縦で、掃除の時間を異学年でやるとか、それから給食を異学年でとるとか、それから学校行事をうまくそこあたりに使うとか、いろんなことをしてます。それから、市町村によっては、何校かが一緒に授業をやっているというような取り組みもしてます。そういうのはいろんな機会に紹介をしてるところでありまして、またお話があったようなことも紹介をして、いろんな多様な人がいるということを知って、その中でも相手を尊重しながらいくようなことをさせないといかんと思いますね。

それからもう一つは、学校支援地域本部とか、私はありがたいなと思ってるのは、アシスト企

業に登録をお願いしてるんですが、この企業が——今、正確には覚えてませんが——かなりの数を登録いただいて、いろいろ学校へ行っていただいているんですね。

ですから、きのうもちょっとお話ししましたが、親と子とかいう関係だけじゃなくて、昔は近所のおじさんとかおばさんがよく来ていたんですけど、そういう斜めの関係みたいな広がりのある関係とか、そういうことを仕組んでいくことも、今いろいろ呼びかけをしております、そういう視点も大切にしていきたいと思っております。

○田口委員長 よろしいですか。

○松村委員 全体的には、先ほど、子供たちのかかわりはこの言葉が出てきたんです。いじめられる側からいじめる側という形で子供たちの参加がありますけども、自分たちの自主努力でいじめのない学校というところを、自分たちがみずからつくり上げていくという能力は、児童・生徒会も——結構、子供は大人だと思うんですよ——そちらのほうでやっていこうというところのいじめ未然防止対策の措置ということで、児童生徒の自治的な能力とか、ここに書いてますけども、それをサポートするというところで書いてあって、あくまでも子供たちが、この中では脇役にいる感じなんですけども。この役割の中の4つの組織があるんですけど、この組織じゃなくて、5つ目ぐらいに、子供たちはみずから自分たちの優しい思いやりのある子供社会をつくれますよと、子供もみずから取り組みますというところがあって、もっと児童会とか生徒会が、みずから取り組んでいく。決して大人の社会が子供たちをコントロールするじゃなくて、自分たちがみずから自助努力でくっついていけるような、大人が多少手を放すとい

うか、子供がみずからやっつけていけるような形を、ちょっと遠くからサポートができるような、そうすることで、多分、いじめの初期段階で、まあ、わかりませんが、半分あるいは70%、80%、子供たちみずからがいじめを少なくしていってくれるんじゃないかなと思うんですよね。

だから、大人が余り大き過ぎる対策をするよりも、子供たちみずからの自主性が出てくるような項目が、もっとあってもいいんじゃないか。大きい項目のその他の4番のアの1のイの3とかじゃなくて、もっと前の項目に子供たちの役割というところが入ってくると、子供たちも喜ぶんじゃないかと思うんです。今のは感想です。

○今村学校支援監 お話しいただきましたとおりだというふうに思います。

今、学校でも、特に小中学校でもそうなんですけれども、委員がおっしゃったように、自分たちで自分たちの学校を何とかしていこうとか、お互いを認め合う学校をつくっていこうという機運が非常に盛り上がっておりまして、生徒会が中心になって、いじめに関する校内でのフォーラムをみずから組織して実施してみたり、それから、いじめ集会であるとか、その中でいじめ撲滅宣言を自分たちでつくって取り組んでみたりという、そういう取り組みも実施してるところでございますので、さらにそれを手助けできるような、そういったことが盛り込めればというふうにも思っています。

また、この基本方針は、あくまでも県の基本方針でございますが、これを受けて、それぞれの市町村が、それぞれの市町村の状況に応じた基本方針をつくりますし、学校は学校で、さらにもっと細かいものをつくるようになっておりますので、恐らく学校等では具体的に取る、そういう集会ですとか、フォーラムとか、

いじめ撲滅宣言とか、そういった実効性のある形になるようなものも取り入れながら、基本方針をつくっていくのではないかとというふうに思っております。そのような形で指導していきたいというふうに思います。

○松村委員 よろしくお願ひします。

○田口委員長 ほかにありませんか。質疑を終了していいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 では、その他の質疑は終了いたします。

次に、お手元に請願の資料があるかと思いますが、次に、請願の審査に移ります。

まず、継続請願第26号について、委員から質疑はございませんか。

○徳重委員 きょうの報道によりますと、えびのが30人学級をやろうということで決められたようではありますが、県内30人学級の実現ということについて、今、その30人学級が何%ぐらい実現されてるのか。県としては、この30人学級に対する考え方というのは、どのような形で考えてらっしゃるのか、お知らせください。

○早日渡教職員課長 現在、本県の中では、小学校1年生、2年生に30人学級を、国の少人数指導の定数をもって活用して実施しております。それから、小学校2年生におきましても、同じように30人学級を実施しております。あと、中学校1年生に35人学級を、同じように実施しているところでもあります。

○徳重委員 よく聞いてなかったんだけど、えびの場合は、きょう発表になった30人学級というのは、これは全学級ということですかね。

○早日渡教職員課長 えびの市は小中学校の全クラスを30人学級にするということを報道で聞きましたが、現在、全県下におきましては、小

学校1年生と2年生について30人学級をしているということでございます。

○徳重委員 県としては、この30人学級を全小中学校にするということは、今のところ考えてないと理解していいんですかね。

○早日渡教職員課長 希望としてはそのような方向性は持っておりますが、国からの予算との関係、それから本県独自でその予算を出すということが非常に難しい状況がありますので。しかし、国に対しては、基本的にはそういう方向で要望はしておるところでございます。

○田口委員長 ほかに質疑はございませんか。では、26号はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 次に、継続請願第27号について、質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、第27号の質疑は終了いたします。

次に、新規請願第42号「全国一斉学力調査の廃止について、国に意見書の提出を求める請願」について、執行部からの説明はありますか。

○今村学校支援監 特に補足することはございません。

○田口委員長 説明はございませんが、質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 では、42号の質疑を終了します。

次に、新規請願第43号「教員免許更新制度の廃止について、国に意見書の提出を求める請願」について、執行部からの説明はありますか。

○早日渡教職員課長 特にございません。

○田口委員長 はい、わかりました。委員の皆さん、質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 では、43号の質疑も終了いたします。

次に、新規請願第44号「公立高等学校授業料不徴収制度の延長を求める請願」について、執行部からの説明はございますか。

○入倉財務福利課長 特にはございません。

○田口委員長 はい、わかりました。では、44号に関しまして、委員の皆さんの質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 では、44号の質疑も終了いたします。

その他で何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、以上をもって、教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時40分再開

○田口委員長 それでは、委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、局長の説明を求めます。

○濱砂企業局長 おはようございます。企業局でございます。よろしくお願ひします。

説明に入ります前に、一言お礼を申し上げます。

先月、11月23日に、美郷町の南郷区神門におきまして、平成25年度の緑のダム造成事業記念植樹祭を開催いたしました。

県議会からは、当委員会の田口委員長さん、それから地元選出の黒木議員に御出席をいただきました。御多忙の中、まことにありがとうございます

ございました。

当日は、来賓の方々のほか、地元美郷町南郷区の小学校の児童、先生方、それから保護者の皆様に御参加をいただきまして、無事に植樹を行うことができました。

今後とも、「緑のダム造成事業」や山林の果たす役割、さらには企業局が行っております事業への理解を深めてもらうことなどを目的といたしまして、このような植樹祭を開催してまいりたいと考えております。

それでは、企業局の提出議案等について説明をさせていただきます。

お手元に配付しております「文教警察企業常任委員会資料」の、1枚めくっていただきまして、目次をお開きください。

本日、御説明いたしますのは、提出議案関係が2件、それから、その他の報告事項が2件、合計4件でございます。

まず、提出議案関係につきましては、1つ目が、議案第11号「宮崎県工業用水道条例の一部を改正する条例」であります。これは、地方税法の改正によりまして、延滞金の割合に関する特例が定められましたことに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

それから、2つ目は、議案第25号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。これは、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の指定管理者、現在の指定管理者の期間が来年3月31日をもって満了しますので、その次の指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決に付するものであります。

次に、その他の報告事項といたしまして、平成25年度各事業の上半期の状況について、それから、主な事業の取り組み状況についての2件

につきまして、御報告をさせていただきます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては、担当課長のほうから説明させますので、よろしく願いいたします。

○田口委員長 局長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

○緒方総務課長 それでは、議案第11号「宮崎県工業用水道条例の一部を改正する条例」について御説明をいたします。

お手元に配付しております「委員会資料」の1ページをお開きください。

まず、1の改正の理由についてであります。

今回の改正は、地方税法の改正により、延滞金の割合が特例により引き下げられますことから、これを準用して給水料金に係る延滞料金の割合を定めております宮崎県工業用水道条例の一部を改正するものでございます。

次に、2の改正の内容につきましては、当分の間、延滞金の割合の特例を定めるものでございます。

また、特例の内容といたしましては、地方税法附則の第3条の2第1項に規定された内容と同じでございますが、具体的には、特例基準割合が7.3%に満たない場合、延滞金の割合を特例基準割合に7.3%を加算した割合とするものでございます。

この特例基準割合といたしますのは、財務大臣が各年の前年12月までに告示する「国内銀行の貸出約定平均金利の年平均」に1%の割合を加算した割合でございます。

参考の図を見ていただきますと、現行の延滞金の割合は本則のとおり14.6%で固定となっておりますけれども、改正後は、附則にありますように、銀行の貸出金利に応じて変動すること

になります。

例えば、括弧書きで書いてありますが、ことし発表される貸出約定平均金利が1%であった場合、来年の延滞金の割合は9.3%になるということでございます。

次に、3の施行期日であります。平成26年1月1日からの施行を予定しております。

続きまして、「委員会資料」の2ページをごらんください。

議案第25号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

これは、宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例第12条第3項の規定によりまして、指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものでございます。

まず、1の指定管理候補者であります。名称は、一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターであります。

また、同法人は、現在と同じ指定管理者でございます。

2の指定期間につきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間です。

次に、指定管理候補者選定の経緯について御説明をいたします。

今回の募集、選定方法につきましては、本年の6月の当委員会におきまして、募集期間、選定委員会における選定、審査基準等の募集方針等を御報告したところでありますが、それに基きまして募集選定を行ったところでございます。

まず、(1)の公募の状況につきましては、平成25年7月1日から8月30日まで募集いたしまして、7月31日に現地説明会を実施いたしまし

た。最終的には、応募団体は1団体のみでございました。

(2)の審査結果についてでございますが、選定委員会におきまして、まず、9月6日に応募資格要件の1次審査を実施いたしまして、2次審査として、10月11日に応募者の面接審査(ヒアリング)及び総合評価を実施いたしまして、採点結果は500点満点中414点でございました。

(3)の選定結果についてでございますが、指定管理候補者は一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターで、選定の理由といたしましては、審査の結果、414点となりまして、候補者として選定されるための最低基準点300点でございますが、これを満たしたことで、住民の平等な利用など公の施設としての基本認識が十分であり、事業計画が具体的で実現性が高く、適切な住民サービスの提供が期待できること、事業計画を確実に実施するために必要な管理能力を有していると認められることとなっております。

この選定結果を受けまして、一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターを指定管理者とすることについて、お諮りするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○田口委員長 議案に関する執行部の説明が終了いたしました。

質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 では、議案に関する質疑は終了いたしまして、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○緒方総務課長 それでは、その他の報告事項の御報告をいたしたいと思っております。

資料の3ページをごらんください。

「平成25年度各事業の上半期の状況について」

御説明をいたします。

まず、1の上半期の業務状況であります。上半期の事業実績は、工業用水道事業は目標を達成したものの、電気事業、地域振興事業は目標に届かなかったところであります。

ただ、収益的収支につきましては、3事業とも、おおむね順調に推移しております。

以下、3事業の概要をまとめておりますが、各事業の詳細につきましては、次ページ以降で御説明をいたします。

資料の4ページをごらんください。

まず、2の電気事業の業務状況について御報告いたします。

「(1)の事業の概況」であります。①の「供給電力量」、表を見ていただきまして、6月は目標を上回ったものの、そのほかの月は降雨量が平年を大きく下回ったことから、上半期計の欄にありますとおり、目標が3億5,461万6,000キロワットアワーに対しまして、実績は2億3,976万7,000キロワットアワーとなりまして、達成率は67.6%となっております。

その結果、②の「電力料金収入」は、上半期の実績のところをごらんいただきたいと思いますが、20億5,800万円余となっております。目標に対しまして1億2,100万円余の減、達成率は94.4%となっております。

なお、供給電力量の達成率が67.6%にもかかわらず、料金収入の達成率が94.4%となっておりますのは、卸供給電力の料金収入の仕組みが2部料金制となっているためでございます。

5ページをごらんください。

「(2)の経理の状況」であります。

①の「収益的収入及び支出」の「アの収入」をごらんください。

まず、営業収益の欄でございますが、営業収

益の年度予算額に対する収入率は49.5%となっております。これは、先ほど2部料金制による基本料金を確保した上で、渇水の影響がある中でも効率的な発電に努めたことにより、おおむね50%の達成ができたものでございます。

財務収益でございますが、収入率が90.4%と高くなっておりますが、これは主に有価証券売却益によりまして、基金収益が増加したことによるものであります。

また、営業外収益につきましても、同様に有価証券売却益により、収入率が141.0%となっております。

その結果、下から2番目の事業収益の欄でございますが、収入済額が22億1,600万円余で、予算額に対する収入率は51.2%となったところでございます。

次に、「イの支出」についてでございます。

営業費用を初め財務費用、営業外費用、いずれも、おおむね50%前後の執行率となっております。下から2番目の事業費の執行済の欄でございますが、21億900万円余で、全体の予算額に対する執行率は50.5%となっております。

また、「ウの収支残」でございますが、上半期では1億700万円余の黒となったところでございます。

6ページをごらんください。

②の「資本的収入及び支出」であります。これは、事業収益を上げるために必要な資本等に係る収支をあらわすものでございます。

まず、「アの収入」でございます。

貸付金返還金でございますが、これは一般会計から6億円、工業用水道事業会計から4,000万円、地域振興会計から900万円余を予定しておりますが、収入済額の400万円余は地域振興事業からの半期分の返還金でございます。そのほか

の償還は年度末を予定しているところでございます。

また、工事負担金は、企業局庁舎の改良工事に係る知事部局の負担金でありまして、今年度はエレベーター等の更新工事を予定しております。

その結果、下から2番目の資本的収入でございますが、予算額に対する収入率は0.8%となっているところでございます。

次に、「イの支出」であります。

建設改良費と企業債償還金の執行率はいずれも50%前後となっております。

貸付金は、一般会計への貸付金で、年度末の支出予定となっております。

下から2番目の資本的支出でございますが、執行済額が12億5,100万円余で、全体の予算額に対する執行率は41.9%となっております。

7ページをごらんください。

工業用水道事業会計でございます。

まず、「(1)の事業の概況」であります。①の「給水状況」をごらんいただきますと、上半期計にありますとおり、旭化成とか日向製錬所等への給水量が当初の計画より増加したことによりまして、常時使用水量の目標898万8,000立米に対しまして、実績が996万立米となりまして、達成率は110.8%となっております。

その結果、②の「料金収入」でございますが、上半期計の実績の欄にありますとおり1億6,900万円余となり、目標に比べて600万円余の増、達成率は103.8%となっております。

8ページをごらんください。

「(2)の経理の状況」であります。

①の「収益的収入及び支出」の「アの収入」をごらんください。

まず、営業収益は、給水収益を中心に順調に

確保できております。

また、営業外収益の収入率が89.2%となっておりますのは、債券利息及び有価証券売却益でございます。

下から2番目の事業収益は、収入済額の欄が1億9,300万円余で、予算額に対する収入率が54.6%となっております。

次に、「イの支出」であります。

営業費用のうち修繕費の執行率が20.6%となっておりますが、これは、主要な修繕を天候が比較的安定します下半期に計画しているためでございます。

下から2番目の事業費の執行済額が1億1,500万円余で、全体の予算額に対する執行率は35.5%となっております。

また、「ウの収支残」でございますが、上半期では7,700万円余の黒となったところでございます。

9ページをごらんください。

②の「資本的収入及び支出」の「アの収入」でございますが、資本的収入はございません。

次に、「イの支出」であります。

建設改良費の執行率が35.4%となっておりますが、これも修繕工事と同様に、主要な改良工事を下半期に計画しているためでございます。

また、借入金償還金は、一般会計及び電気事業会計への償還を年度末に行うため、執行済額がございません。

下から2番目の資本的支出の執行済額は2,900万円余で、全体の予算額に対する執行率は17.3%となったところでございます。

10ページをごらんください。

地域振興事業会計についてであります。

まず、「(1)の事業の概況」であります。①の「ゴルフコース利用状況」、表を見ていただ

きますと、6月の利用者数は、降雨や台風接近の影響によりオールキャンセル等がありましたことから目標を大きく下回っております。そのほかの月は天候に恵まれておりますが、ゴルフ場間の競争激化もありまして、上半期計の欄にありますとおり、目標が1万7,700人に対しまして、実績は1万5,522人となりまして、達成率が87.7%となっております。

②の「施設利用料収入」の実績は、指定管理者からの納付金1,200万円余であります。

11ページをごらんください。

「(2)の経理の状況」であります。

①の「資本的収入及び支出」の「アの収入」をごらんください。

主に指定管理者からの納付金であります営業収益と受取利息であります営業外収益を合わせた事業収益が、下から2番目でございますが、1,400万円余で、予算額に対する収入率は52.8%となっております。

次に、「イの支出」であります。

営業費用のうち人件費の執行率が19.0%となっておりますが、これは、予算で想定した職員よりも比較的若い職員が担当者となったことによりまして、人件費支出が抑えられたことによるものでございます。

また、修繕費につきましては、下半期に工事を計画していることから、執行済額はございません。

下から2番目の事業費の執行済額ですが、1,000万円余で執行率は41.5%となったところです。

また、「ウの収支残」でございますが、上半期では400万円余の黒となっております。

12ページをごらんください。

②の「資本的収入及び支出」の「アの収入」

でございますが、出資金返還金は、公益法人の改革に伴いまして、平成24年度からの10年間で、県が財団へ出資しております700万円を返還してもらうものでございまして、70万円を予算計上しておりますが、収入は年度末を予定しておりますのでございます。

次に、「イの支出」でございます。

建設改良費の執行率が33.9%となっておりますが、これは、排水設備の改良工事や備品購入を下半期に予定しているためでございます。

借入金償還金、それと電気事業会計への償還金で、借入金償還金は年2回ほどの償還となっております。

その結果、下から2番目の資本的支出の執行済額は1,600万円余で、全体の予算額に対する執行率は35.2%となったところでございます。

上半期の業務状況は以上でございます。

続きまして、「主な事業の取組状況」につきまして、御報告をしたいと思います。

13ページ、14ページにつきましては、後ほど工務課長が説明いたしますので、15ページをごらんいただきたいと思います。

企業局では、発電事業に関連しましてダム上流域の未植栽地を取得、植林し、水源涵養機能を高め、安定的な電力供給を図るため、「緑のダム造成事業」を実施しておりますが、その一環として植樹祭を実施したところでございます。

ことしは、先月23日に、場所は、新たに取得いたしました美郷町の南郷区の山林を会場に、田口委員長を初めとする御来賓の方々、地元小学校の児童・保護者など、総勢118名で実施したところでございます。

当日は、すばらしい天候のもと、来賓の方々、児童による記念植樹と参加者全員での植樹を行った後、太陽光パネル等を使った新エネルギー

一の紹介などを行ったところでございます。

参加した子供たちには、この植樹祭を通じて、山林の果たす役割、木を育てる大切さなどが実感できたのではないかと考えております。

16ページをごらんください。

一ツ瀬川県民ゴルフ場の施設整備についてでございます。

一ツ瀬川県民ゴルフ場は、河川敷にあるため木陰が少ないとか、大雨後にコースコンディションの回復に時間がかかるといった状況にございます。そのため、ゴルフコースの施設整備を行いまして、利用環境の向上を図ったところであります。

事業費は約2,000万円で、整備内容といたしましては、下の写真にありますとおり、休憩施設を6カ所、コース案内板を各コースに設置したほか、現在は、排水設備の改良工事を行っているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○本田工務課長 それでは、委員会資料を1ページ前に戻っていただきまして、13ページをごらんください。

まず、1の小水力発電設備の設置につきましては、本県の地域特性を生かした環境に優しいエネルギーの有効活用を図るため、小林市にあります綾北ダムの維持放流水を利用したマイクロ水力発電設備の設置工事に着手しております。事業費が約7,500万円、工期はことしの10月に着工いたしまして、完成は平成27年1月としております。最大出力は25キロワットです。

中ほどの写真は、綾北ダム下流からの維持放流水を写したもので、水車発電機は左側にありますトンネルの中に設置する予定にしております。

また、資料には記載しておりませんが、こと

し5月の県南調査の際に見ていただきました日南ダム発電計画につきましては、今年度は、水利権や配電線に接続するための手続を進めているところでございます。

次に、2の「市町村連携マイクロ水力発電実証試験事業」の実施であります。

農業用水路等を利用したマイクロ水力発電設備の整備・運営に企業局と共同で取り組む市町村の選定を進めてまいりました。

比較的規模があり、九州電力への売電を目的とする売電タイプにつきましては、日之影町において、最大出力5キロワットの設備を建設しているところであります。事業費が約1,800万円、工期を平成25年11月から平成26年2月としております。

次に、最大出力が1キロワット程度と規模が小さく、照明などの電源を目的とする自家消費タイプであります。現在、実施市町村を選定しているところであります。

下の写真は、売電タイプの予定地で、日之影町下小原地区であります。赤丸の位置に発電所の建屋を建設することにしております。

14ページをごらんください。

3の太陽光発電設備の設置についてです。

新エネルギーの導入の一環としまして、企業局施設を有効活用した太陽光発電設備の設置工事に着手しております。

まず、日向市にあります北部管理事務所に設置する発電設備の諸元であります。事業費が約1,000万円、工期は平成25年7月11日から平成26年3月14日、最大出力は20キロワットです。

写真は、北部管理事務所の浄水場施設の写真であります。赤枠で囲みましたポンプ室、電気室建屋の屋上に設置することにしております。

次に、綾町にあります綾第二発電所に設置す

る発電設備の諸元であります。事業費が約2,600万円、工期は平成25年7月22日から平成26年3月25日、最大出力は50キロワットです。

下の写真は、綾第二発電所の写真であります。赤枠で囲みました屋外倉庫の跡地に発電設備を設置することにしております。

説明は、以上であります。

○田口委員長 ありがとうございます。その他の報告事項に関する執行部の説明が終了いたしました。

質疑をお受けいたします。

○中村委員 勉強不足でわからなかったんですが、2部料金制度ってどういうことですか。

○新穂経営企画監 電気料金の2部料金制度と申しますのは、基本料金と従量料金という組み合わせで料金をもたらうもので、普通の家庭でもアンペアに応じて基本料金を取って、さらに使った量に合わせて従量料金が取られると思いますけれども、仕組みはそれと同じで、企業局が九電に売る電気も、固定額で1年間通して、最低この金額は受け取りますと、それにプラス、発電した電気量に合わせてもらおうという仕組みが2部料金制でございます。

○中村委員 はい、済みません。

○濱砂企業局長 九電との契約で、その基本料金の部分が、ほぼ9割方あると。だから、例えば、ことしみたいに雨が少なくて、料金収入が入らなくても、9割方ぐらいの収入は保障されるという、そういう制度になってます。

○田口委員長 質疑はございませんか。

○徳重委員 小水力発電をいろいろやっていたいてるんですが、前も聞いたかもしれませんが費用対効果というか、それぞれ、ペイすることがあるのかどうか。例えば、小林市の小水力発電、そしてその次、マイクロ試験でやって

らっしゃるわけですけど、こういうのは実際に太陽光と比べてどうなのか、あわせてお知らせください。

○喜田開発企画監 まず、採算性の話でございますが、この綾北ダムに設けます維持流量発電、マイクロ発電設備につきましては、こちらは、今御説明しました全体と一緒に、一括で九州電力に販売する予定でございますので、必要な経費は全て九州電力のほうからもらえる予定でございますので、採算性はとれるものでございます。

また、市町村連携のマイクロ水力実証試験の日之影町の地点でございますが、こちらは、年間の売電収入が約90万円を想定してございまして、この1,800万円は20年間で大体回収できるという見込みでございますが、この1,800万円のうち、機械は企業局が負担いたしますし、土木設備、建屋等も農政水産部のほうの補助を活用しますので、地元が実際に負担する金額は約400万ほどでございます。

こちらにつきましては、売電収入、当初3年間は企業局と折半するんですが、それ等で勘案しますと6年ぐらいで回収できる見込みでございまして、要するに、全額を全て売電で回収するのはちょっと難しい面もございまして、補助とかそういうのを導入すれば、十分採算はとれるのではないかと考えております。

○濱砂企業局長 補足しますけれども、実際、正直言って、マイクロは、金目からすると、そんなにもうかるものではありません。

ただ、これから先、県内に小水力を普及させるということにしておるんですが、それは我々みずからもやりますけれども、あと市町村とか土地改良区が、地元の身近にある小さな水を利用して発電すると、そういうことを考えてるわ

けです。

私たちは、大規模な発電の経験はありますけれども、マイクロは今までなかったんです。ですから、今、この2つをやっておりますけれども、これを通じて、そこら辺のノウハウを取得して、市町村とか土地改良区の今後の指導に生かしたいという意味も半分以上はあるわけがございます。そういう意味がございます。

○喜田開発企画監 申しわけございません、太陽光の話が抜けておりました。太陽光につきましては、売電価格が、今年度はキロワットアワー当たり36円と比較的高く設定されておりますので、この北部管理事務所の場合ですと、建設費を大体15年程度、綾第二発電所でございますと、大体13年程度で回収する見込みでございます。採算性は両方ともとれております。

以上でございます。

○田口委員長 よろしいですか。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、その他の報告事項に関しましても質疑を終了いたします。

その他で何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後0時13分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うことになっておりますので、5日に採決を行うこととし、再開

時刻を午後1時半としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 では、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後0時14分散会

平成25年12月5日(木曜日)

午後1時29分再開

出席委員(7人)

委員	長	田口雄二
副委員	長	二見康之
委員		福田作弥
委員		中村幸一
委員		松村悟郎
委員		重松幸次郎
委員		徳重忠夫

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

議事課主幹	鬼川真治
政策調査課主幹	牧浩一

○田口委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第11号及び第25号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第11号及び第25号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

まず、請願第26号の取り扱いはいかがいたしましょうか。「小・中・高の30人以下学級等の実

現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願」です。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、お諮りいたします。

請願第26号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田口委員長 挙手全員です。よって、請願第26号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第27号「学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、学校の耐震化、安全・安心の給食を求める請願」の取り扱いはどういたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 どういたしますか。採決しますか、どうしますか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 継続と採決の意見がございますので、ちょっとそれをお諮りしたいと思います。

お諮りいたします。請願第27号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田口委員長 挙手少数。よって、請願第27号を継続審査とすることは否決されました。

ただいま、継続審査とすることは否決されましたので、これからは採択または不採択のいずれかをお諮りすることになります。

ここで、お聞きいたしますが、すぐに採決してもよろしいでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、請願第27号の賛否をお諮りいたします。

なお、態度保留の場合は、退席したものとみなしますので御了承ください。

請願第27号について、採択すべきものとする

ことに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田口委員長 挙手がありませんので、それでは、念のために反対採決を行います。

請願第27号について、不採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田口委員長 挙手全員。よって、請願第27号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第42号「全国一斉学力調査の廃止について、国に意見書の提出を求める請願」の取り扱いはいかがいしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 採決でよろしいですか。請願第42号については、採決との意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、請願第42号の賛否をお諮りいたします。

請願第42号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田口委員長 挙手がありません。よって、請願第42号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第43号「教員免許更新制度の廃止について、国に意見書の提出を求める請願」の取り扱いはどういしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 採決でよろしいですか。それでは、請願第43号については、採決との意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、請願第43号の賛否をお諮りいたします。

請願第43号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田口委員長 挙手がありません。よって、請願第43号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第44号「公立高等学校授業料不徴収制度の延長を求める請願」の取り扱いはいかがいしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 採決でよろしいですか。請願第44号については、採決との意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、請願第44号の賛否をお諮りいたします。

請願第44号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田口委員長 挙手がありません。よって、請願第44号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議ありませんので、その旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時37分休憩

午後1時44分再開

○田口委員長 では、委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の常任委員会についてであります。

来年の1月30日木曜日に予定されておりますので、よろしくお願いいたします。

その他で何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時45分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 田 口 雄 二

